

報告第19号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 46,349 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成31年4月23日午前9時45分頃、久喜市伊坂地内(栗橋駅西土地区画整理事業地内)の公園予定地において、職員が刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、道路に止まっていた自動車の窓ガラスを破損させた。

令和元年5月15日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。